



## 地域おこし協力隊 活動報告 Vol.9

あけましておめでとうございます。

今年も安中市地域おこし協力隊として精一杯活動に励みますので、皆さまの温かいご支援をよろしく願いいたします。

前年に引き続き、安中市移住体験プログラムの第二弾も企画しております。前回の反省点を踏まえながら移住を希望する人をターゲットとして企画を進めていきたいと思っております。

冬の碓氷峠は寒さが厳しく、紅葉の見頃を終えてしまうと観光客が一気に減ってしまいますが、雪の積もったためがね橋、湖面が凍った碓氷湖など、冬にしか見られない絶景が碓氷峠にはたくさんあります。

寒さで冷えた身体を日帰り温泉施設「峠の湯」で温めるのもおススメです。ぜひ、お越しください。



また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予されます。

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。学生も、20歳になれば国民年金に加入することになります。20歳の誕生日に日本年金機構から通知が届きますので、速やかに困・窓の国民年金担当窓口で加入手続きをしてください。

**国民年金からのお知らせ**  
20歳になったら必ず国民年金に加入しましょう

ただし、すでに就職して厚生年金や共済組合に加入している人は、第2号被保険者として国民年金にも加入していただきますので、手続は不要です。

また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予されます。

また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予されます。

れる制度があります。学生については学生期間中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』、学生以外の人については保険料の納付が免除される『免除制度』や、猶予される『納付猶予制度』です。この免除・猶予を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負い、障害基礎年金を申請する場合、その期間における納付要件を満たすことができます。(一部免除の場合には残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになり、障害基礎年金が受けられない場合があります)

なお、免除や猶予を受けた人が満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること(追納)が必要です。また、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されませんが、追納しない場合、老齢基礎年金額には反映しません。

また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予されます。

また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予されます。

また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予されます。